

# 沼津市クーリングシェルター募集要項

## 1 目的

本要項は、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため定めるものである。

## 2 実施内容

熱中症対策として市民が休憩できる場所として当該施設管理者は、以下の内容を実施する。

- (1) 施設の出入口や該当箇所等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内表示を掲示
- (2) 休息用の椅子、ソファ等準備（既存のもので可）
- (3) 空調の適切な管理

## 3 応募資格

応募資格は、市内に所在する施設で以下の要件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 静岡県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民等に開放ができること
- (3) 市民等の滞在のために、必要かつ適切な空間を確保できること
- (4) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること
- (5) 市と指定暑熱避難施設に係る協定を締結し、その内容を履行できること

## 4 施設運用期間

国が定める熱中症特別警戒情報の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）

※なお、開放できる日及び時間帯は施設の状況に応じます。

## 5 募集期間

随時受付

## 6 応募方法

別紙「沼津市クーリングシェルター応募票」に必要事項を記入し、持参もしくは郵送、Eメールのいずれかの方法で沼津市市民福祉部健康づくり課に提出

所在地：〒410-0881 沼津市八幡町 97（沼津市保健センター）

担当：沼津市市民福祉部健康づくり課

電話：055-951-3480

Eメール：[kenkou@city.numazu.lg.jp](mailto:kenkou@city.numazu.lg.jp)

## 7 提出後の流れ

応募様式提出後の流れは、以下のとおりです。

- (1) 市と管理者で協定内容の協議
- (2) 協定書の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市 HP 等）
- (4) クーリングシェルターの運用開始

## 8 市からの物資の配布、情報提供

市は、クーリングシェルターに指定した施設に以下の物資の配布を行う。

- (1) クーリングシェルター案内表示
- (2) 熱中症予防対策ポスター掲示

## 9 その他

- ・公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、市が不相当と認める場合にはクーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- ・クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、市による財政的な支援はありません。